
新 環 境 セ ン タ ー 一 整 備 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 へ の 回 答 書
(第 2 回)

令 和 4 年 1 2 月 1 6 日

大 分 市

入札説明書等に関する質問回答（2回目）

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	41	別紙3	2	(1)	交付金、地方債等の算定	入札説明書P.40に基づき令和4年度地方債同意等基準運用要綱（二 1（一）（5）③ イ）（及びそれに関連する「令和4年度地方債についての質疑応答集 A6-2」（総務省消防庁 令和4年4月1日付））を参照すると、本施設の発電に関する範囲は地方債の対象外施設になってしまう一方で、入札説明書P.41「交付金、地方債等の算定」にて交付率1/2である高効率発電については構成市各市にて地方債を充当するという記載があります。本施設の発電に関する範囲は、別制度を用いた貴市及び他構成市各市による起債を行う予定であるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P111の「3.8余熱利用設備」における「3.8.1蒸気タービン」及び「3.8.2発電機」、また、これらに付随する監視制御盤を地方債対象外とし、民間資金調達の対象とします。それを踏まえた上でご提案ください。
2	56	別紙6	2	(8)	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	焼却灰、飛灰はごみ中灰分由来の副生物であり、ごみ中灰分が一定であればそれぞれの量は負の相関関係にあります。焼却灰の実搬出率が提案発生率の10%以上増加し、その分飛灰量が減少し、各資源化委託単価の関係から結果として全体の資源化費用が減少した場合においても、ご提示の条件ではPFI事業者が委託料の減額措置を受けることになります。上記を鑑み、委託料減額措置の条件は、本施設から搬出する残渣（焼却灰、飛灰又は溶融飛灰）について、各品目提案搬出量×各品目の資源化委託単価（当該年度）の合計に対して10%以上増加した場合としてご検討頂けないでしょうか。また、ごみ質調査結果をもとに灰分を測定する場合、採取場所や時期によっては代表値として不適となる可能性があることから、計測データからの物質収支による逆算値も判断基準として採用できるよう併せてご検討ください。	前段、後段ともに、入札説明書のとおりとします。
3	56	別紙6	3	(1)	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の品質等の未達成の場合に係る措置	「市が指定する基準を満たさない場合、PFI事業者は、基準を逸脱した焼却灰、飛灰又は溶融飛灰を自らの責任と費用で処理・処分する。」とありますが、PFI事業者が処理・処分をするという記載は廃掃法上の再委託禁止に抵触する疑義が生じます。「市が指定する基準を満たさない場合も、基準を逸脱した残渣を処理・処分するのは市であるが、市が処理・処分を行った際に生じた追加費用はPFI事業者が負担する」という文意でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。ただし、PFI事業者が選択する処理・処分方法に応じて、必要な支援（3者契約とするなど）を行います。

入札説明書等に関する質問回答（2回目）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1編	第1章	表1-1.17	受入対象物	構成市内から排出される一般廃棄物（その他条例で定められている廃棄物含む）とありますが、その他条例で定められた廃棄物とはどのようなものでしょうか？	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、下水道汚泥等の受入れを想定します。第2編第1章1.2.1処理対象物の種類と計画処理量をご参照ください。
2	12	第2編	第1章	1.1.2	(4)ア(イ) 解体・保管施設	環境啓発施設で利用を行わない自転車等の・・・とありますが、自転車は解体はせず、そのまま一時保管することと解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	14	第2編	第1章	1.1.4	(3)	要求水準書添付資料に記載の敷地境界（都市決定）範囲及び事業用地範囲の敷地情報（求積図など）については、敷地条件に関わる情報のため、貴市より受領できるとの理解で宜しいでしょうか。	左記の情報については、お見込みのとおりです。
4	16	第2編	第1章	1.2.2	計画ごみ質	表2-3 計画ごみ質 には表2-2 ③し尿・汚泥（脱水）を含まない値と認識しております。施設計画図書各数値及び、様式第15号-3-1(別紙1)、様式第15号-3-2(別紙1,2)について指定されている低質・基準・高質ごみ質は、表2-3 計画ごみ質 に対して、し尿・汚泥（脱水）を考慮した条件でのご提示という理解でよろしいでしょうか。なお、その際のし尿・汚泥のごみ質は事業者の実績に基づいて提示するという理解でよろしいでしょうか。	表2-3の計画ごみ質は現処理施設のごみ質分析結果から推計したものであり、し尿・汚泥（脱水）を含みます。このため、施設計画図書各数値及び、様式第15号-3-1(別紙1)、様式第15号-3-2(別紙1,2)について指定されている低質・基準・高質ごみ質は、表2-3 計画ごみ質より算出してください。
5	131	第2編	第3章	3.15.10	(2) (5)	(5)において個人または団体に貸し出す映像資料の内容は(2)の施設紹介の映像ソフトと内容は同じという理解でよろしいでしょうか。	使用目的を踏まえ、ご提案ください。
6	261	第3編	第12章	12.1	(8)別途委託事業者の発注・管理業務	市民搬入用ストックヤードからエネルギー回収施設に運搬する物としては、マットレス等の解体後に発生する可燃性残渣以外は、すべて別途委託業者が運搬すると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
7	261	第3編	第12章	12.1	(8)別途委託事業者の発注・管理業務	市民が持ち込む小動物は市民搬入用ストックヤードで受け取るという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、場内搬送を行うのは別途委託業者という理解でよろしいでしょうか。	市民が小動物搬入する場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設へ直接持ち込むものと想定しており、そのため、同施設のプラットフォーム内に小動物保管設備(冷蔵庫)を設置するものと考えております。
8	267	第4編	第2章	2.5.1	(3)	入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）第1回 No.97にて、余熱利用施設運営事業者の自主事業にあたっては、それにかかる費用（材料費等）を徴収できるという回答をいただいておりますが、スタジオやプールでのレッスン等の自主事業では、参加者のけが・事故に備えたスポーツ・レジャー向け保険を参加者負担（実費徴収）で付保することが他事例では一般的です。かかる保険を付保する場合の保険料についても、材料費と同じく参加者から実費として徴収してもよろしいでしょうか。	余熱利用施設運営事業の自主事業における料金徴収については、落札者決定後にその目的や内容等を照らし合わせ、協議するものとなります。

入札説明書等に関する質問回答（2回目）

3 落札者選定基準に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
					質問はありませんでした		

4 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第14号（別紙3）				入札価格参考資料（設計・建設業務に係る費用の財源内訳）	第1回質問回答（様式集）No. 7の由布市の地方債の充当率について、ご提示の計算方法によりますと、一般廃棄物処理事業債の充当額から過疎対策事業債の充当額を差し引くため、起債による充当額の合計は一般廃棄物処理事業債の充当額と同額となり、同市の20.8%が過疎対策事業債（100%の充当率）となる充当額の増分が得られない結果になりませんか。僭越ながら、増分を得る計算方法は以下ではありませんでしょうか。 1）過疎対策事業債はご回答通り（20.8%は過疎対策事業債） 2）一般廃棄物処理事業債 ①（交付対象内経費－交付金）×由布市負担率×（100%-20.8%）×90% ②交付対象外経費×由布市負担率×（100%-20.8%）×75%	第1回質問回答（様式集）No. 7での回答のとおりです。
2	第14号（別紙7）				費用明細書（固定費用）	入札説明書等に関する質問回答書（様式集）No. 19について回答が不明確なため再度質問させていただきます。 様式のセルF12、F25、F31、F44、F67、等々に予め数式が入力してありますが、年平均の費用は19.5年の総額を19.5で除する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
					質問はありませんでした		

入札説明書等に関する質問回答（2回目）

6 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	

7 事業契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	16	40	1		運営開始の遅延	入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書(案)）No. 34において、「本施設の運営に係る要員を配置した後においては、お見込みのとおりです。」という回答をいただいておりますが、要員の配置に関わらずPFI事業者の運営費用（財務関連、税金等の法人設立後に発生する経費等）は発生します。そうした人件費以外のPFI事業者の運営開始までの待機期間に係る費用も、本項に定める受注者において生ずる損害、損失及び費用（合理的な追加費用を含む）に該当するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、通常回避できるものと判断される費用につきましては対象外となります。
2	18	42	3		性能保証	第3項において、「前項の規定は、本施設が要求水準書等に定める性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が不可抗力に起因する場合は、適用しない。」とありますが、不可抗力時の適用事項が不明確となっております。第3項の事象が発生した（性能保証の原因が不可抗力に起因するとなった）場合は、別紙4が適用されるという理解でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	18	42	3		性能保証	第3項において性能保証未達の原因が「不可抗力」に起因する場合は前項の不適用を定めている一方で、性能保証未達の原因が「発注者に帰すべき事由」及び「法令変更」に起因する場合は性能保証の契約条件については、記載がなく不明瞭となっております。当該原因が「発注者に帰すべき事由」に起因すると判断された場合は前2項は適用されず発注者負担、当該原因が「法令変更」に起因すると判断された場合は前2項は適用されず別紙3において対応がなされるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	31	75	4		本施設の引渡日前の解除の効力	本項目について、いかなる場合でも引渡日前に解除が生じた場合に、受注者は原則原状回復を行うもしくは発注者が原状回復を行った場合の費用負担をすることとなり、リスク分担の観点から非合理的となってしまいます。ついでに引渡日前に解除が生じた場合に、解除の原因が発注者の任意もしくは責めに帰する事由、不可抗力又は法令変更に起因するときは原状回復の費用負担は別途定められた条項を適用するという理解でよろしいでしょうか。またその場合の適用条件については下記の認識でよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> 解除の原因が発注者の任意もしくは責めに帰する事由の場合は、原状回復費用は発注者負担 解除の原因が不可抗力に起因する事由の場合は、原状回復費用は別紙4に基づき負担する 解除の原因が法令変更に起因する事由の場合は、原状回復費用は別紙3に基づき負担する 	お見込みのとおりです。

8 余熱利用施設運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	